



2021年12月8日

各位

| | |
|-------|---|
| 会社名 | 株式会社関西スーパーマーケット |
| 代表者名 | 代表取締役社長 福谷 耕治 |
| 証券コード | 9919 (東証第一部) |
| 問合せ先 | 専務取締役経営企画室長 中西 淳 |
| TEL | 072-772-0341 (代表) |
| URL | http://www.kansaisuper.co.jp/ |

株式交換差止めの仮処分に係る許可抗告及び抗告許可決定に関するお知らせ

当社の2021年12月7日付「株式交換差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立ての結果（認可決定取消し・仮処分命令申立て却下）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で、大阪高等裁判所は、当社株主であるオーケー株式会社による株式交換差止めの仮処分命令の申立て（以下「本仮処分申立て」といいます。）を受けた神戸地方裁判所の仮処分決定を取り消し、本仮処分申立てを却下する決定（以下「本高裁決定」といいます。）を行いました。

当社は、本日、大阪高等裁判所の判断を不服とするオーケー株式会社による許可抗告（以下「本許可抗告」といいます。）の申立てに係る申立書を受領し、本許可抗告に係る抗告許可決定（以下「本抗告許可決定」といいます。）がなされたとの通知を受けましたのでお知らせいたします。

1. 本抗告許可決定に至った経緯

当社の2021年11月17日付「株主による仮処分命令の申立て（株主総会決議取消請求権を被保全権利として追加する申立て）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、オーケー株式会社から神戸地方裁判所に対して、当社とエイチ・ツー・オー リテイリング グループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換の差止めを求める本仮処分申立てがなされておりました。

そして、当社が2021年11月22日付「株主による仮処分命令の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日、神戸地方裁判所において、本株式交換を仮に差し止める旨の仮処分決定がなされました。これを受け、当社は、2021年11月24日付で神戸地方裁判所において異議申立てを行いました。同月26日付で、神戸地方裁判所において、当該仮処分決定を認可する旨の決定がなされました。

これに対して、当社は、神戸地方裁判所の上記各決定を争い、その取消し等を求めるため、同月30日付で大阪高等裁判所に対して保全抗告を行ったところ、2021年12月7日付で、大阪高等裁判所は、当社の主張を認め、神戸地方裁判所の上記各決定を取り消し、本仮処分命令の申立てを却下する旨の決定（本高裁決定）を行いました。

その後、オーケー株式会社は本高裁決定を不服として、2021年12月7日付で許可抗告の申立てを行い、当社は本日、これに係る申立書を受領しました。また、当社は本日、大阪高等裁判所から、本抗告許可決定がなされた旨の通知を受けました。

2. 本許可抗告の申立てがなされた裁判所及び年月日

(1) 本許可抗告の申立てがなされた裁判所

大阪高等裁判所

(2) 本許可抗告の申立てがなされた年月日

2021年12月7日

3. 本許可抗告の申立てをした株主の概要

名 称：オーケー株式会社

所 在 地：神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

代表者の役職・氏名：代表取締役 二宮涼太郎

4. 今後の方針及び見通し

本抗告許可決定により、本件に係る法律問題は最高裁判所で審理されることとなりますが、当社としては、本許可抗告には理由がなく、最高裁判所により大阪高等裁判所の判断が正当として是認されるものと考えております。

本許可抗告に関して今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上